

2019年 9月 13日

信金ギャランティ株式会社 御中
代表取締役社長 岡島 尚也 殿

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階
適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者ネットおかやま
理事長 河田 英正
TEL：086-230-1316
FAX：086-230-6880
HP：http://okayama-con.net/

ご 連 絡

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当法人の活動にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、貴社におかれましては、当法人の2019年7月11日付申入書につきまして、ご多忙中のところ早速丁寧なご回答とご対応をいただき、ありがとうございました。

2020年4月の民法の一部改正時期を目処に、ご対応を検討いただけるとのことで、その過程で当法人の申入れにかかる相続の開始を期限の利益喪失事由とする契約条項の削除などが行われます場合は、消費者契約法上の問題点も解消されるものと考えております。

。

相続の開始を期限の利益喪失事由とする条項につきましては、同じく上記民法の一部改正を念頭に、既に削除や削除に向けた作業を行っている金融機関も複数いらっしゃるかと思いますことから、消費者契約法上の問題点が解消される方向での見直しが行われることを期待しております。

そこで、お手数をおかけして申し訳ございませんが、今後の貴社の対応状況について確認をさせていただくため、修正後の保証委託約款・カードローン契約規定が完成いたしましたら、その写しで構いませんので、当法人宛まで送付いただければ幸いです。ご送付いただいたものにて確認させていただき次第、本件申入れ活動につきましては終了とさせていただきますことを考えております。

今後とも、消費者が不測の不利益を被ることのないよう、消費者契約法等の関係諸法令の趣旨を踏まえた経営を行ってくださいますようお願いする次第です。

以上、略儀ながら書中にて、お礼かたがたご連絡申し上げます。

敬具